

広報紙

水

レ

Water Letter

タ

ー

令和元年 11月

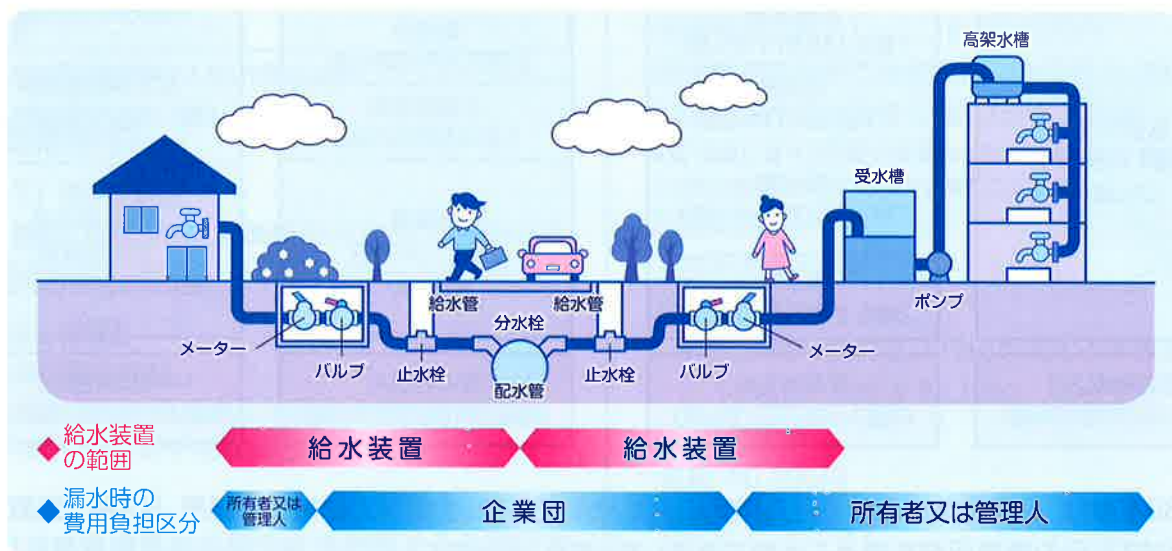
vol.79

給水装置はお客様の所有物です

○給水装置とは？

企業団が道路に敷設した水道本管（配水管）から分かれて、家庭内まで引き込まれた給水管や、これに取り付けている蛇口などの給水用具を【給水装置】といいます。

また、受水槽を設置されている建物の場合は、受水槽への注入口までを給水装置といいます。



○給水装置の工事費用負担について

道路に埋められた配水管は企業団の所有物ですが、配水管から分かれた給水装置はお客様の所有物です。この部分の新設、改造などの工事費用はお客様の負担となります。

○自然漏水時の費用負担について

配水管から水道メーターまで

企業団で修理費用の負担が可能です。企業団施設課（571-7003）までご連絡ください。

水道メーターの建物側から給水用具まで

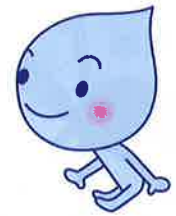
お客様の費用負担になります。修理の際は春日那珂川水道企業団指定給水装置工事事業者（企業団ホームページに掲載しています。）へ修理を依頼してください。

工事後のトラブルを避けるために

- ①なるべく複数の指定給水装置工事事業者から見積もりを取りましょう。（見積もりが有料の場合もあります。事前にご確認ください。）
- ②工事が始まる前に「工事の内容・費用・アフターサービス」などについて、十分な説明を受けてください。

問い合わせ先 施設課 TEL 571-7003 / FAX 574-4988

平成30年度 決算



水道事業会計には、収益的収入および支出と資本的収入および支出の2つがあり、どちらも税込み表示としていますが、収益的収支における純利益には消費税及び地方消費税は含みません。また、()内の数値は前年度決算対比での増減率を表しています。

収益的収入および支出

水道水をつくり、家庭に届けるために必要な経費とその財源です。

その他収入 6,404万円(16%減)	純利益(税抜き) 2億2,928万円(348%増)
長期前受金戻入 3億469万円(10%減)	
加入負担金 1億5,550万円(27%減)	減価償却費等 9億7,959万円(19%減)
下水道受託収益 9,834万円(増減なし)	
水道料金 24億4,785万円 (2%減)	その他費用 5億3,112万円(増減なし)
	支払利息 1億2,185万円(8%減)
	送水費 7,736万円(11%減)
	受水費 7億4,263万円(4%増)
	浄水費 3億5,840万円(9%減)
収益的収入 30億7,042万円(5%増)	収益的支出 28億1,095万円(9%減)

資本的収入および支出

水道施設の 신설、改良をするために必要な経費とその財源です。

留保資金等 補てん財源	収支不足額 6億1,485万円 (68%減)
固定資産売却代金 165万円(88%減)	
出資金 2,991万円(30%減)	企業債償還元金 4億5,563万円 (2%増)
工事負担金 1,874万円(2%減)	
企業債 2億8,000万円 (7%減)	五ヶ山ダム建設事業費 159万円(94%減)
	配水施設整備費 1億7,905万円(39%減)
	水源・浄水場 施設整備費 2億6,356万円(82%減)
資本的収入 3億3,030万円(12%減)	資本的支出 9億4,515万円(59%減)

平成30年度は、公営企業における独立採算の基本原則に従い、企業努力に徹した結果、収益については、30億7,042万円の事業収益を得ることができました。また、支出については、常に経済効果を発揮し、極力経費節減に徹しました。その結果、28億1,095万円となり 2億2,928万円の純利益(税抜き)を生じました。

資本的収入額 3億3,030万円が資本的支出額 9億4,515万円に不足する額 6億1,485万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,945万円及び過年度分損益勘定留保資金 5億8,540万円で補てんしました。引き続き経費節減等に努めて参ります。

業務状況

項目	平成30年度	平成29年度	増減
給水人口(人)	152,982	152,810	172
年間総配水量(m ³)	13,251,688	13,479,031	-227,343
年間有収水量(m ³)	12,389,053	12,549,234	-160,181

主な事業

- ・恒久水源開発事業
- ・配水地施設整備事業(老朽管更新等)
- ・春日貯水池耐震補強工事
- ・井尻第2取水場アンモニウムイオン測定装置設置事業

※その他詳細については企業団ホームページや窓口で公開しています。

問い合わせ先 総務課 TEL 571-7001 / FAX 574-4960

平成30年度 人事行政の運営等の状況

企業団では、春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、企業団の人事行政の透明性を高め、その公正性の一層の確保を図るため、年に1度、職員数や給与、勤務条件などを公表しています。



1. 職員数(各年度4月1日現在)

平成30年度	平成31年度	増減数
48人	47人	-1人

2. 級別職員数(平成31年4月1日現在)

級	主な職名	職員数
1級	主事、技師	1人
2級	主事、技師	2人
3級	主任主事、主任技師	11(4)人
4級	係長、主任主査	22人
5級	課長補佐、統括係長	3人
6級	課長、主幹	7(1)人
7級	局長	1(1)人
合計		47(6)人

※()内は再任用職員の人数(内数)です。

3. 勤務条件

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間:38時間45分(1日:7時間45分)
基本的な勤務時間:午前8時30分~午後5時

(2) 休暇

・年次有給休暇

1年度:20日(翌年度に20日を上限に繰越可)
平成30年度の平均取得日数:11.6日

・病気休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇

・特別休暇

選挙権の行使、裁判員としての出頭、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇

・介護休暇

介護が必要な状態にある家族を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇(無給)

4. 職員の初任給等

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	180,700円	164,200円	153,000円
平均年齢	47.1歳	53.5歳	45.0歳
平均給料月額	343,424円	360,460円	310,888円
平均給与月額	434,160円	427,639円	395,446円

※職員の給与とは、給料と諸手当の合計額です。

※給料は、職務の種類と内容、職責に応じて、条例で定められた給料表に基づく額が支給されます。

※平均給与月額には、期末手当と勤勉手当は含まれていません。

5. 職員の手当(月額)

①扶養手当

- ・配偶者:6,500円
- ・扶養親族たる子1人につき:10,000円
- ・扶養親族たる子で特定期間(※)の子:5,000円加算
- ・扶養親族たる父母等1人につき:6,500円

※満15歳に達する日後の最初の4月1日から、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間のことです。

②地域手当

(給料月額+扶養手当)×5%

③住居手当

借家、借間:月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給する(上限27,000円)。

④管理職手当

- ・局級:60,000円
- ・課長級:40,000円

⑤期末手当、勤勉手当の支給率

区分	6月支給	12月支給	年間合計
期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.900月	0.950月	1.85月
合計	2.125月	2.325月	4.45月

※平成30年6月及び12月の支給実績です。

<職務の級による加算>

級	3級	4・5級	6・7級
加算率	5%	10%	15%

※その他、サービスの状況、研修の状況等詳細につきましては、ホームページにて公開しています。

安心して飲んでいただくために

企業団では、水道水を安心して飲んでいただくために、水質には細心の注意を払い、浄水した水道水を皆様のご家庭にお届けしています。消毒(塩素)の臭いがすることもありますが、安全な証としてご理解をお願いします。

○鉛製給水管について

道路埋設の配水管からご家庭へ引き込まれている給水管の一部(配水管の分岐点から1m程度)に、鉛製給水管が残存しているところもあります。朝一番や長時間水道をお使いにならなかった場合は、水道水が停滞していたことで鉛濃度が高くなっている可能性があります。このようなときは、使い始めのバケツ1杯程度(約10リットル)をトイレや散水など飲み水以外にご使用ください。

また、鉛製給水管を使用していないご家庭でも水道を長時間お使いにならなかった場合、消毒効果の低下や赤水が発生する場合がありますので同様の処置をとっていただくようお願いいたします。

企業団では、7月に鉛の水質検査を行い、水質検査結果では鉛の水質基準値(0.01mg/L)以下で問題はありませんでした。水質検査結果は次のとおりです。

配水系統	調査箇所	基準値(mg/L)	検査結果(mg/L)
炭焼系	春日市下白水南4丁目	0.01	0.001未満
後野系	那珂川市片縄3丁目		0.001未満
埋金系	那珂川市上梶原1丁目		0.001未満
原町系	春日市春日公園3丁目		0.002
炭焼系(ポンプ加圧)	春日市岡本2丁目		0.001
西浦系	春日市紅葉ヶ丘西4丁目		0.003

問い合わせ先 施設課 TEL 571-7003 / FAX 574-4988

水道料金等の消費税適用について

消費税法の一部改正に伴い、水道料金等は改正税率(10%)が適用されます。

水道料金等の早見表は、企業団Webサイトに掲載しています。ご自宅にインターネット環境の無い方は、お手数ですが、企業団料金課(571-7002)までご連絡ください。また、改定後の水道料金等は5期分(12月・1月検針分)から適用されます。なお、転入・転出される場合の料金等については、消費税法に係る経過措置により取り扱いが異なる場合がありますので予めご了承ください。

検針日等のお知らせ

	期	メーター検針	口座振替	納付書納期限	検針地区
奇数月検針地区	4期(10・11月)	11月21日(木)~月末	1月6日(月)	1月6日(月)	春日市区域のうち桜ヶ丘、日の出町、須玖北、須玖南、岡本、弥生、小倉、小倉東、原町、春日、大谷、伯玄町、若葉台西、若葉台東、ちくし台、紅葉ヶ丘西、紅葉ヶ丘東、昇町、大和町、宝町、光町、千歳町、春日原東町、春日原南町、春日原北町、春日公園、惣利、平田台
	5期(12・1月)	1月21日(火)~月末	3月2日(月)	3月3日(火)	
	6期(2・3月)	3月21日(土)~月末	4月30日(木)	5月7日(木)	
偶数月検針地区	5期(11・12月)	12月21日(土)~月末	1月31日(金)	2月3日(月)	春日市区域のうち塚原台、下白水、星見ヶ丘、下白水南、下白水北、大土居、松ヶ丘、上白水、白水池、一の谷、泉、白水ヶ丘、天神山
	6期(1・2月)	2月21日(金)~月末	3月31日(火)	4月3日(金)	
	1期(3・4月)	4月21日(火)~月末	6月1日(月)	6月3日(水)	那珂川市区域

※メーター検針は、土、日、祝日も行っています。

なお、天候等により、検針日が多少前後することがありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988
または 那珂川出張所 TEL 953-2211 / FAX 555-2134